

令和3年度 第2回

寝屋川市都市計画審議会
資料

日時：令和3年11月5日

場所：議会棟5階第二委員会室

目次

案件(1)	東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（市決定）（議案第 152 号）	----- 1
案件(2)	東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更（府決定）（議案第 153 号）	-----14
案件(3)	東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更（府決定）（議案第 154 号）	-----17
報告案件(1)	都市計画マスタープランの改定	-----20
報告案件(2)	都市計画公園及び緑地の見直し	-----21

案件(1) 議案第 152 号
東部大阪都市計画
生産緑地地区の変更
(市決定)

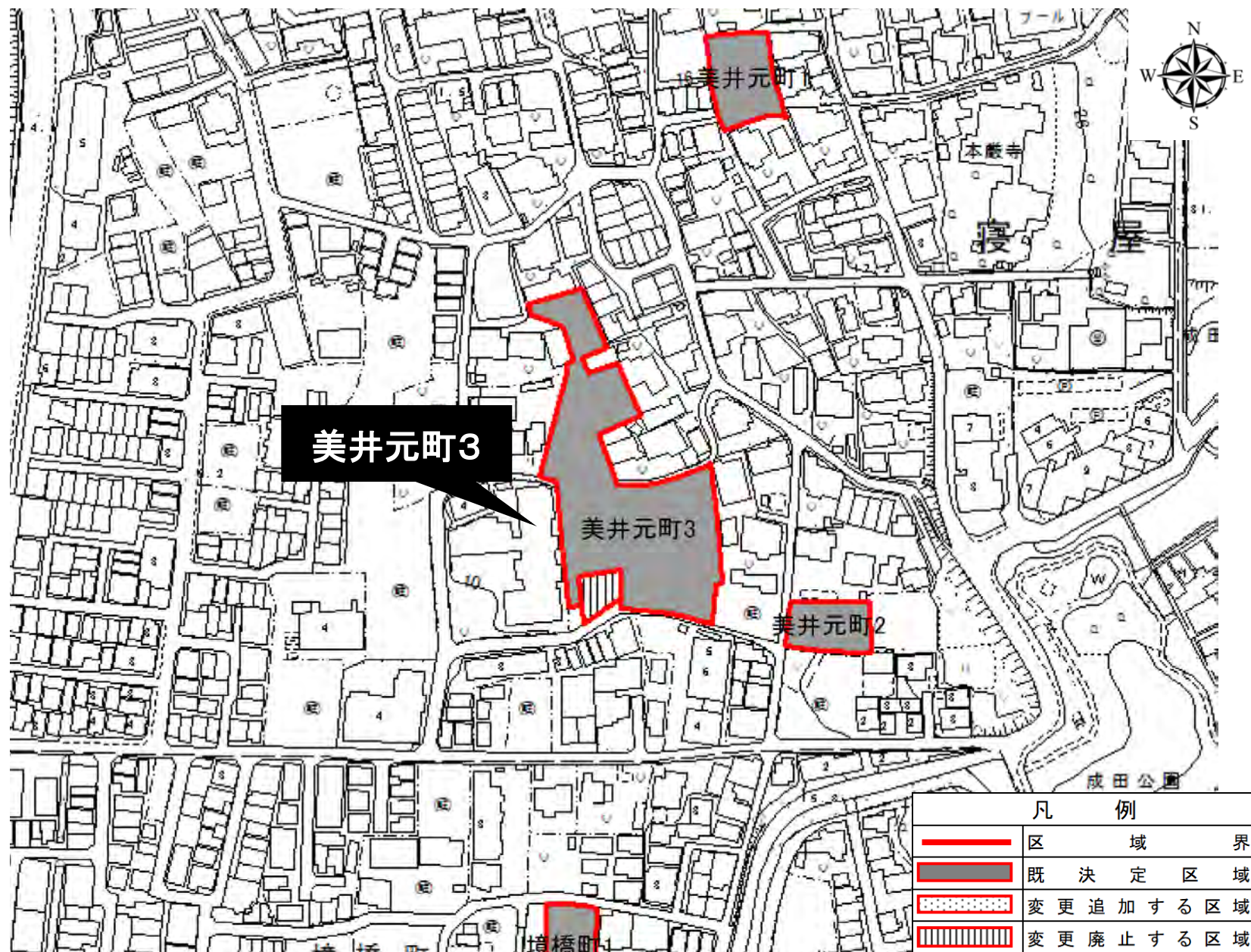
2 新旧対照表

名称	位置	変更前	追加・ 区域変更・ 廃止の別	変更理由	備考	図面 番号
		面積 変更後 (ha)				
美井元町3	美井元町	$\frac{0.46}{0.43}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申し出(故障)後の行為制限解除による区域変更	解除年月日 R3.9.4	1/18
田井町4	田井町	$\frac{0.06}{0.08}$	区域変更	都市計画決定権者の判断による区域変更		2/18
池田一丁目3	池田一丁目	$\frac{0.28}{0.23}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申し出(死亡)後の行為制限解除による区域変更	解除年月日 R3.9.8	3/18
池の瀬町1	池の瀬町	$\frac{0.06}{—}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取申し出(死亡)後の行為制限解除による廃止	解除年月日 R3.1.14	4/18
宇谷町1	宇谷町	$\frac{0.08}{—}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取申し出(故障)後の行為制限解除による廃止	解除年月日 R2.10.7	4/18
寝屋南二丁目5	寝屋南二丁目	$\frac{0.12}{0.09}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申し出(故障)後の行為制限解除による区域変更	解除年月日 R2.10.7	5/18
大谷町1	大谷町	$\frac{0.06}{—}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取申し出(故障)後の行為制限解除による廃止	解除年月日 R3.4.21	6/18
打上中町1	打上中町	$\frac{0.54}{0.21}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申し出(故障)後の行為制限解除及び地区の一部廃止により、元の地区を複数に分割するための区域変更	解除年月日 R2.12.8	7/18
打上中町5	打上中町	$\frac{—}{0.05}$	追加	都市計画決定権者の判断による追加		7/18
打上中町6	打上中町	$\frac{—}{0.07}$	追加	都市計画決定権者の判断による追加		7/18
打上中町7	打上中町	$\frac{—}{0.21}$	追加	打上中町1地区の一部廃止により分断された地区の名称の追加		7/18
打上新町3	打上新町	$\frac{—}{0.07}$	追加	都市計画決定権者の判断による追加		8/18
高宮二丁目3	高宮二丁目	$\frac{0.17}{0.22}$	区域変更	都市計画決定権者の判断による区域変更		9/18
高宮二丁目4	高宮二丁目	$\frac{0.12}{0.97}$	区域変更	都市計画決定権者の判断による追加及び高宮二丁目5地区と統合することによる区域変更		10/18
高宮二丁目5	高宮二丁目	$\frac{0.78}{—}$	廃止	都市計画決定権者の判断による追加に伴い、高宮二丁目4地区と統合することによる廃止		10/18

2 新旧対照表

名称	位置	変更前	追加・ 区域変更・ 廃止の別	変更理由	備考	図面 番号
		面積 変更後 (ha)				
高宮二丁目7	高宮二丁目	$\frac{2.09}{1.62}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申し出(死亡及び故障)後の行為制限解除及び都市計画決定権者の判断による区域変更	解除年月日 R3.2.27、R3.7.22 R3.8.27、R3.8.31	11/18
清水町1	清水町	$\frac{—}{0.03}$	追加	都市計画決定権者の判断による追加		12/18
東神田町9	東神田町	$\frac{0.40}{0.43}$	区域変更	都市計画決定権者の判断による区域変更		13/18
上神田一丁目5	上神田一丁目	$\frac{0.43}{0.61}$	区域変更	都市計画決定権者の判断による区域変更		14/18
御幸東町1	御幸東町	$\frac{0.16}{0.06}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申し出(死亡)後の行為制限解除による区域変更	解除年月日 R2.11.26	15/18
新家二丁目2	新家二丁目	$\frac{0.30}{0.12}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申し出(死亡)後の行為制限解除及び地区の一部廃止により、元の地区を複数に分割するための区域変更	解除年月日 R2.11.26	16/18
新家二丁目4	新家二丁目	$\frac{—}{0.04}$	追加	新家二丁目2地区の一部廃止により分断された地区の名称の追加		16/18
萱島東三丁目1	萱島東三丁目	$\frac{0.29}{0.21}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申し出(死亡)後の行為制限解除による区域変更	解除年月日 R3.2.18	17/18
河北西町5	河北西町	$\frac{0.29}{0.21}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取申し出(故障)後の行為制限解除による区域変更	解除年月日 R3.1.5	18/18
変更地区 合計	24 地区	約 $\frac{6.69}{5.96}$	計 追加 6地区 区域変更 14地区 廃止 4地区			
生産緑地地区 合計	$\frac{277}{279}$ 地区	約 $\frac{59.57}{58.84}$				

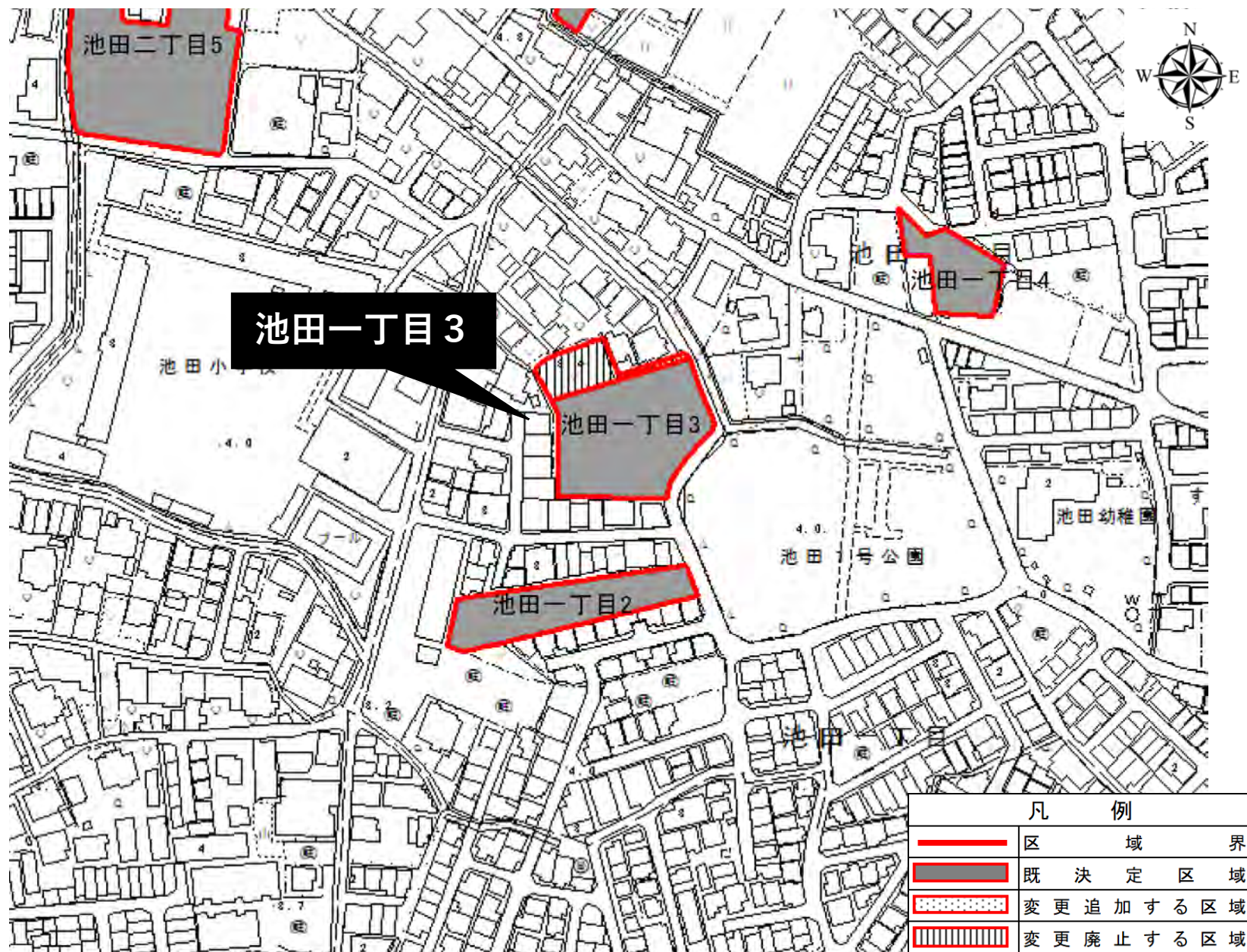
3 変更箇所図(1/18) 【美井元町3】



3 変更箇所図(2/18) 【田井町4】



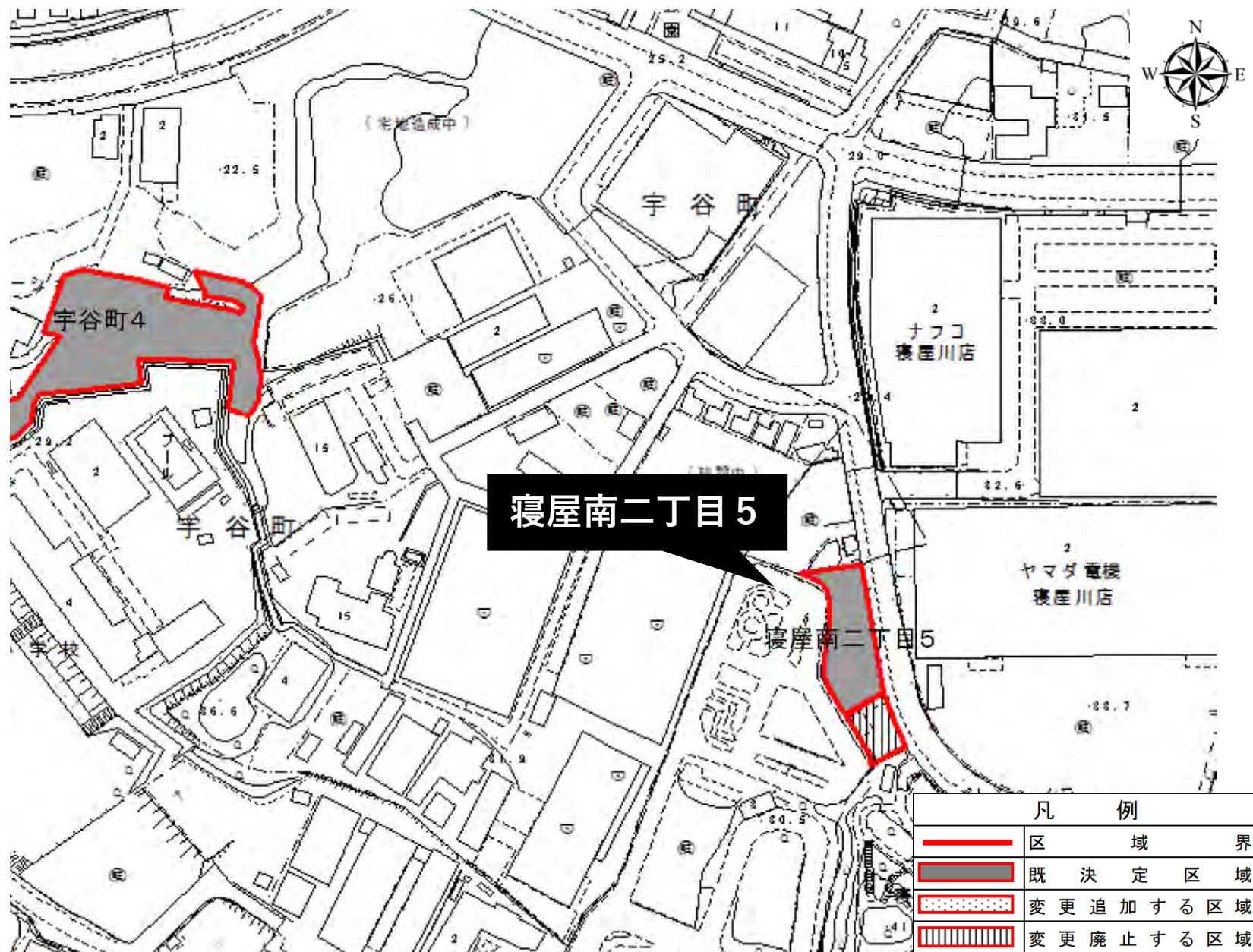
3変更箇所図(3/18) 【池田一丁目3】



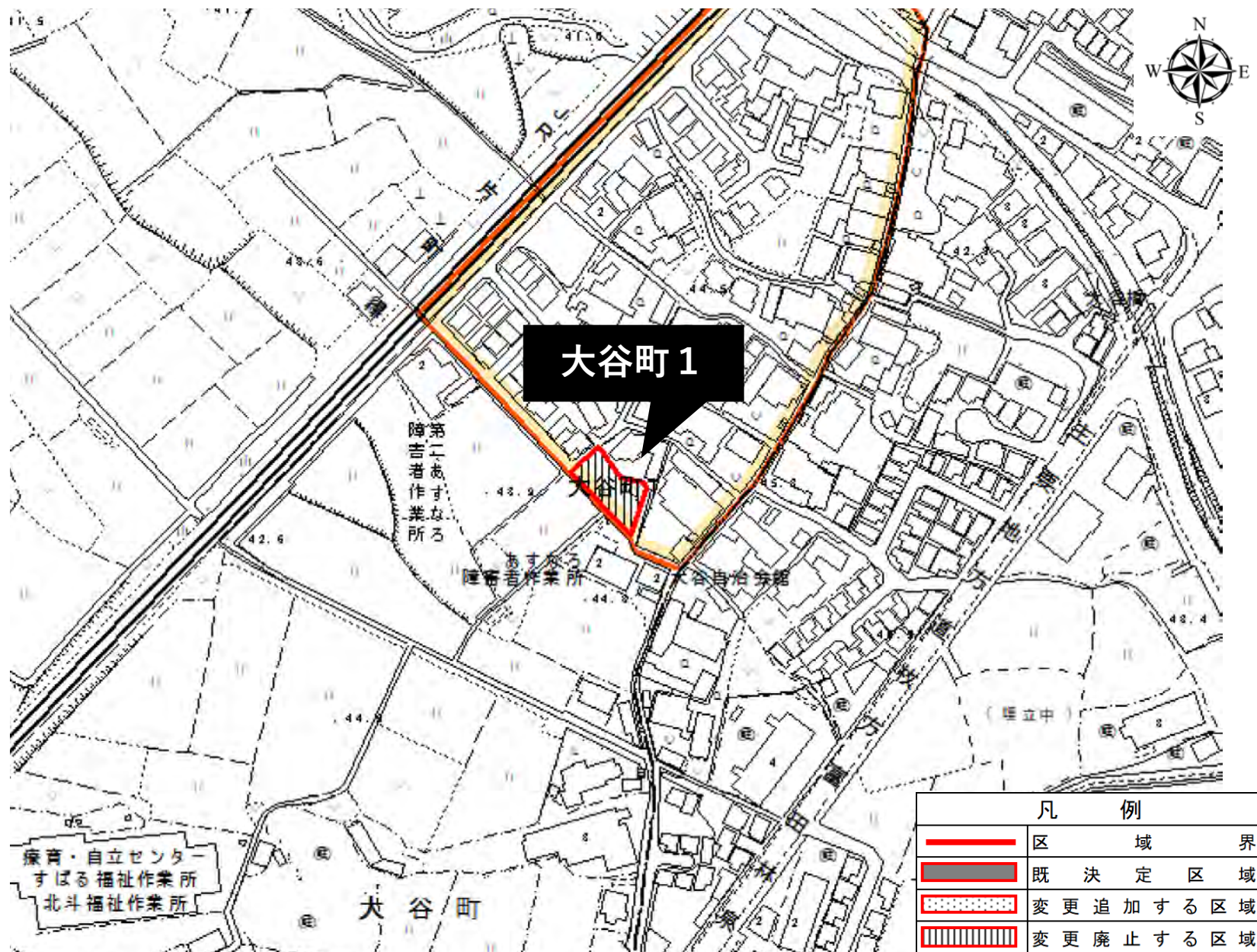
3 変更箇所図(4/18) 【池の瀬町1、宇谷町1】



3 変更箇所図(5/18) 【寝屋南二丁目5】



3 変更箇所図(6/18) 【大谷町1】



3 変更箇所図(7/18) 【打上中町1、打上中町5、打上中町6、打上中町7】



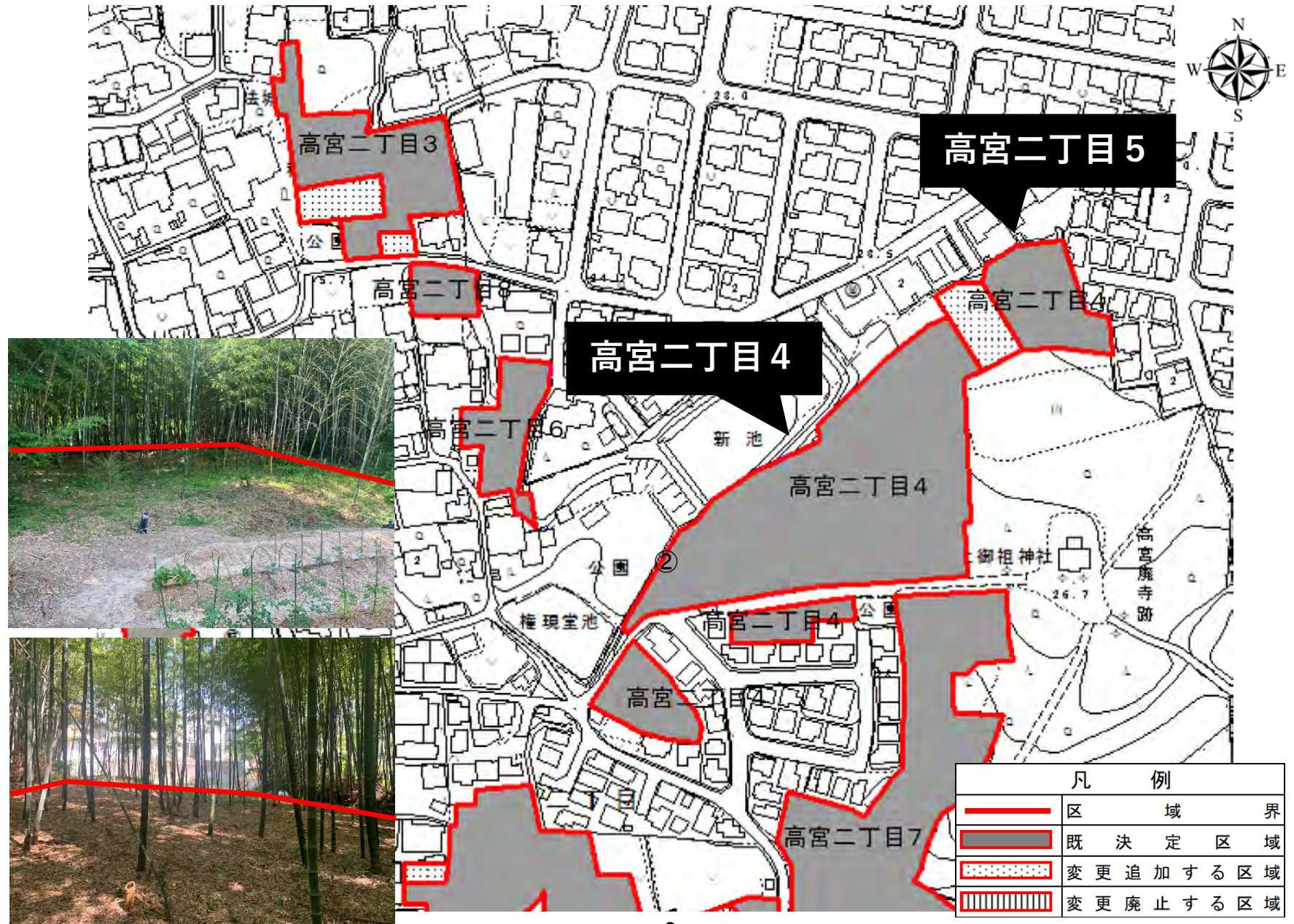
3 変更箇所図(8/18) 【打上新町3】



3 変更箇所図(9/18) 【高宮二丁目3】



3 変更箇所図(10/18) 【高宮二丁目4、高宮二丁目5】



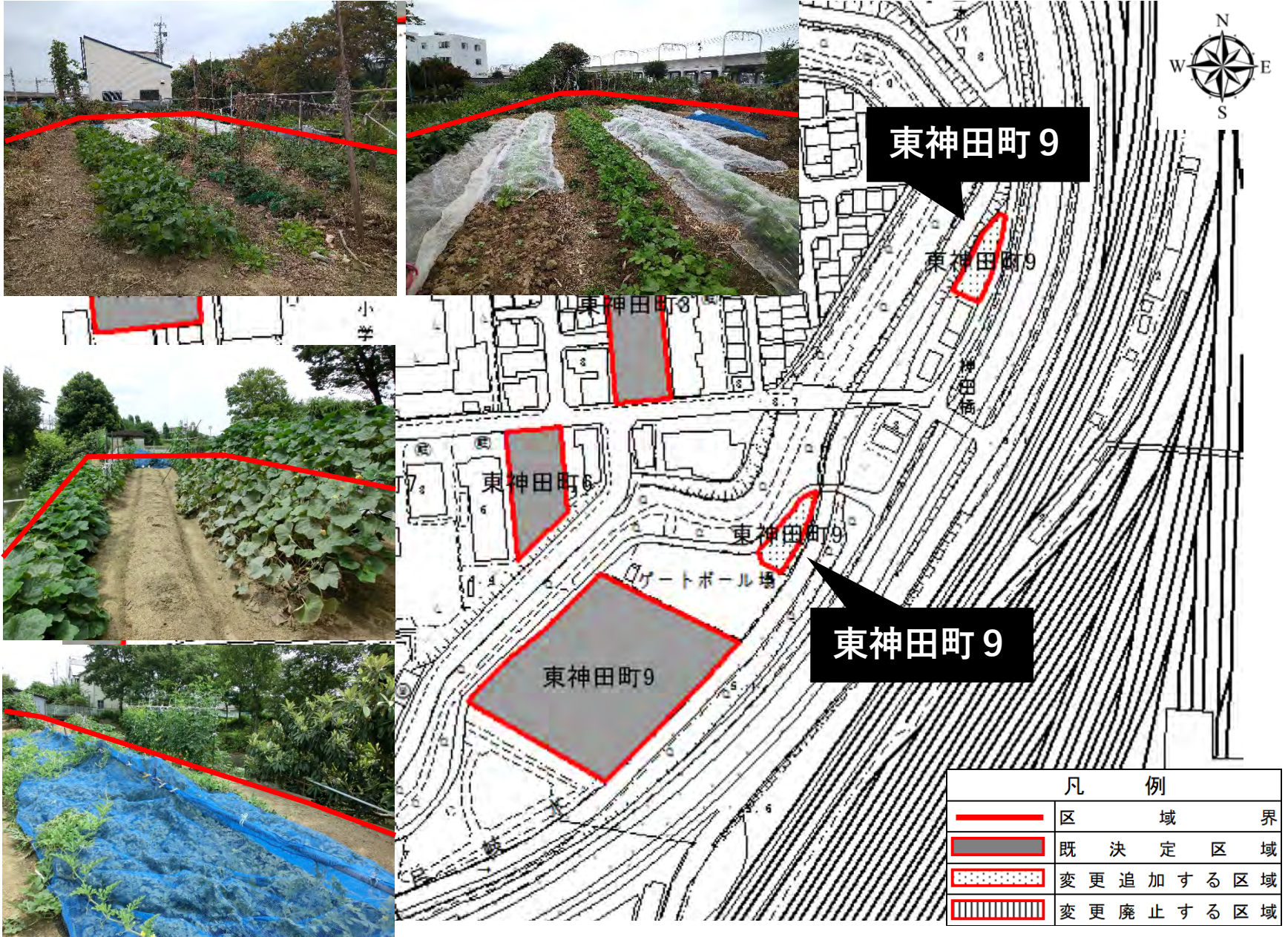
3 変更箇所図(11/18) 【高宮二丁目7】



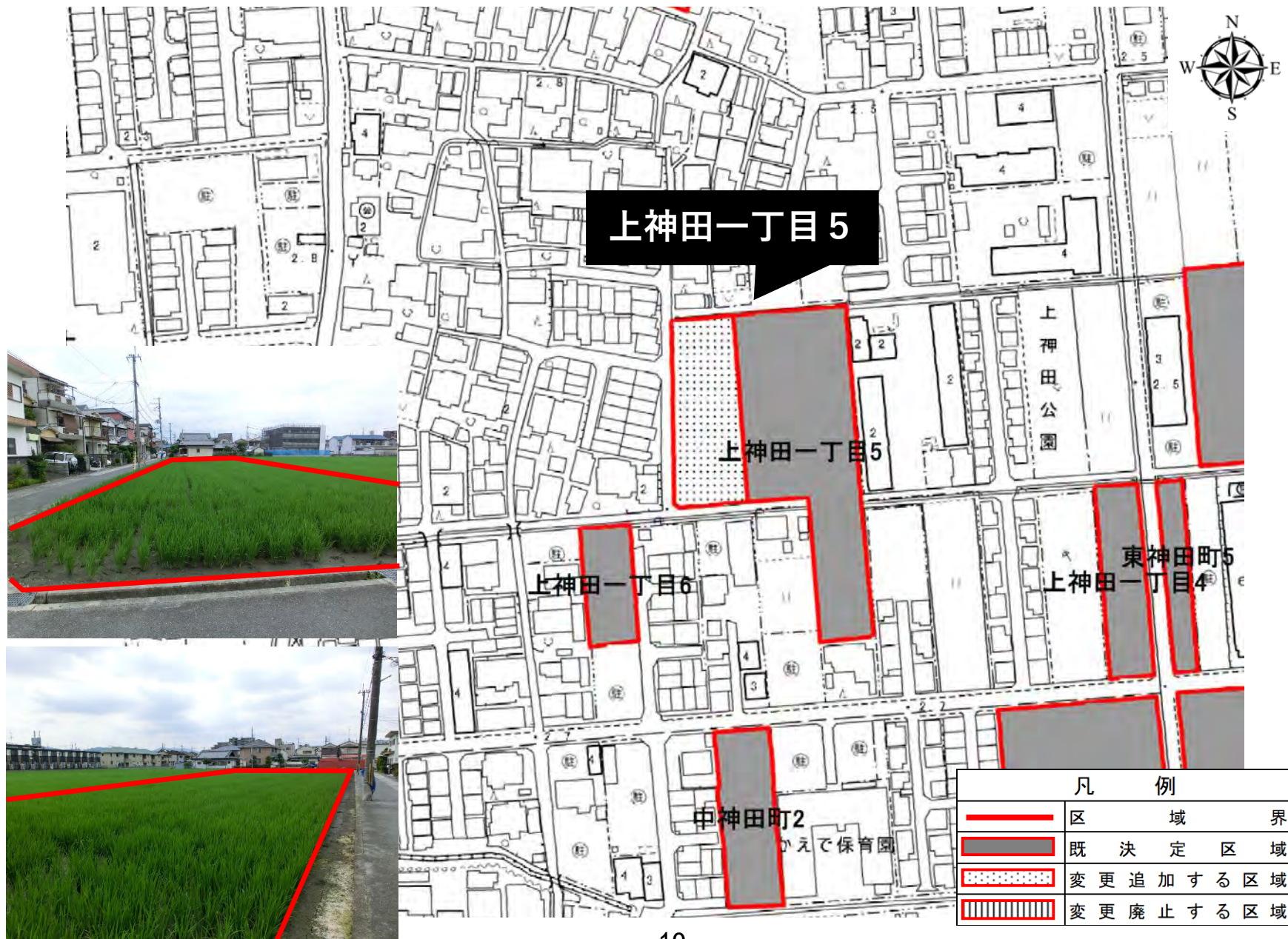
3 変更箇所図(12/18) 【清水町1】



3 変更箇所図(13/18) 【東神田町9】



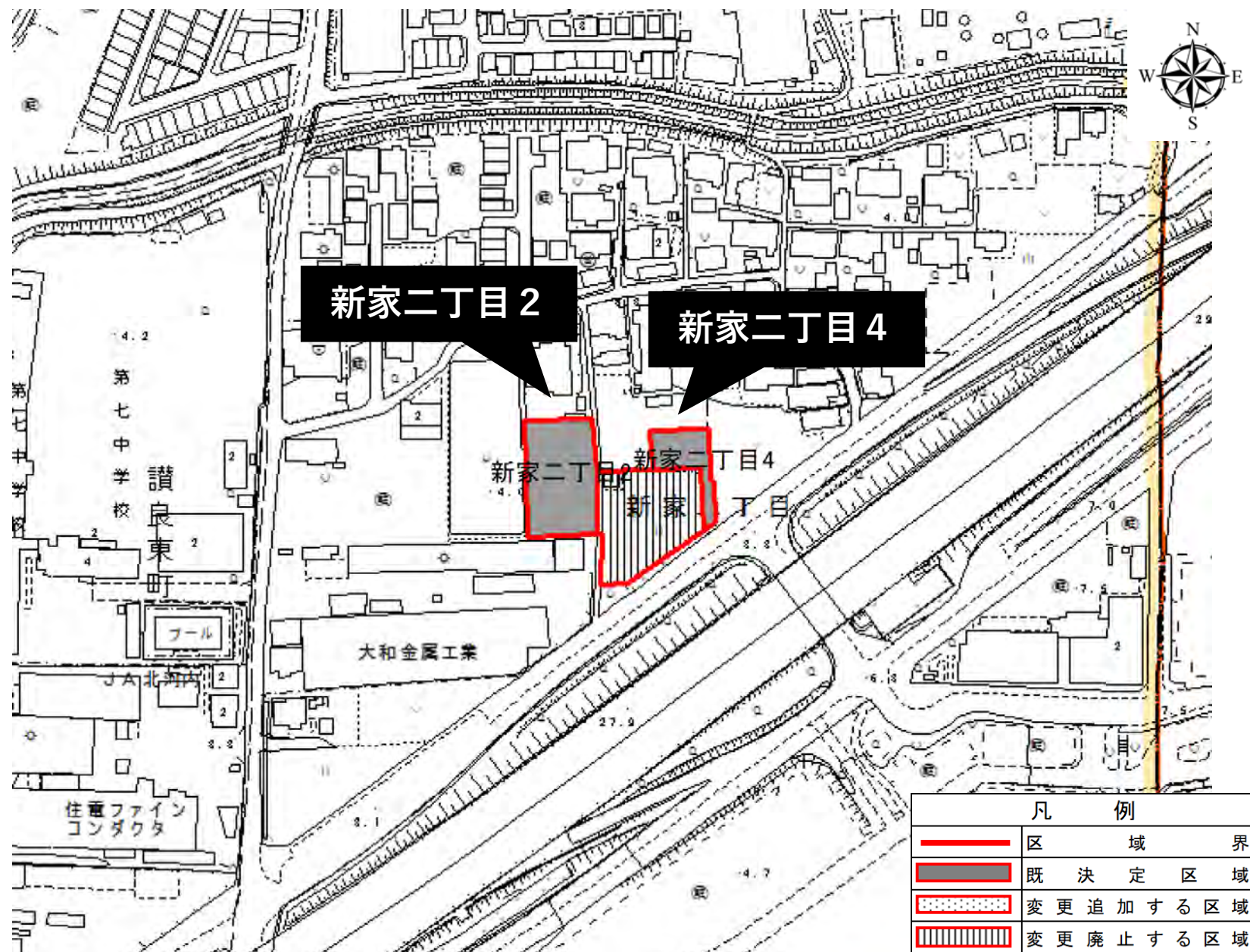
3 変更箇所図(14/18) 【上神田一丁目5】



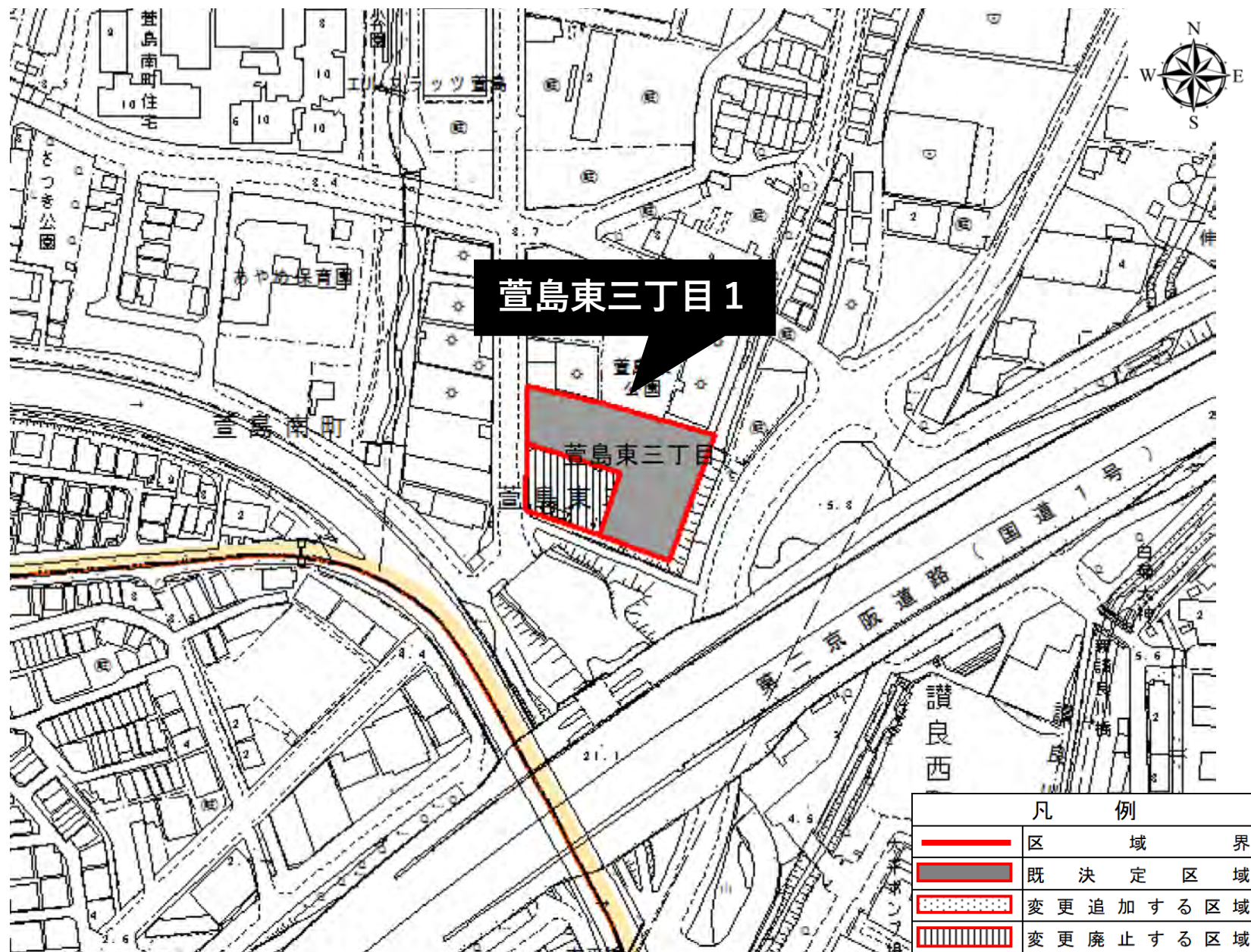
3 変更箇所図(15/18) 【御幸東町1】



3 変更箇所図(16/18) 【新家二丁目2、新家二丁目4】



3 変更箇所図(17/18) 【萱島東三丁目1】



3 変更箇所図(18/18) 【河北西町5】



4 都市計画案の縦覧

都市計画法第17条に基づく案の縦覧

- ・縦覧期間 令和3年10月8日(金)から22日(金)
- ・縦覧場所 寝屋川市2軸化事業本部
- ・案の縦覧者 0 名
- ・意見書の提出 なし

案件(2) 議案第153号

東部大阪都市計画

都市再開発の方針の変更(府決定)

東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更

○都市再開発の方針

- ・都市再開発法に基づき、市街化区域における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に示すもの

○見直しについて

- ・都市における土地利用の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、概ね5年毎に大阪府が実施するもの

東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更

○1号市街地

- ・計画的な再開発が必要な市街地

(立地適正化計画で都市機能誘導区域に指定されている地区、
密集住宅市街地整備促進事業が計画されている地区等)

○2号地区

- ・1号市街地の内、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を
促進すべき相当規模の地区

(原則として、面的な整備事業実施の具体性がある地区)

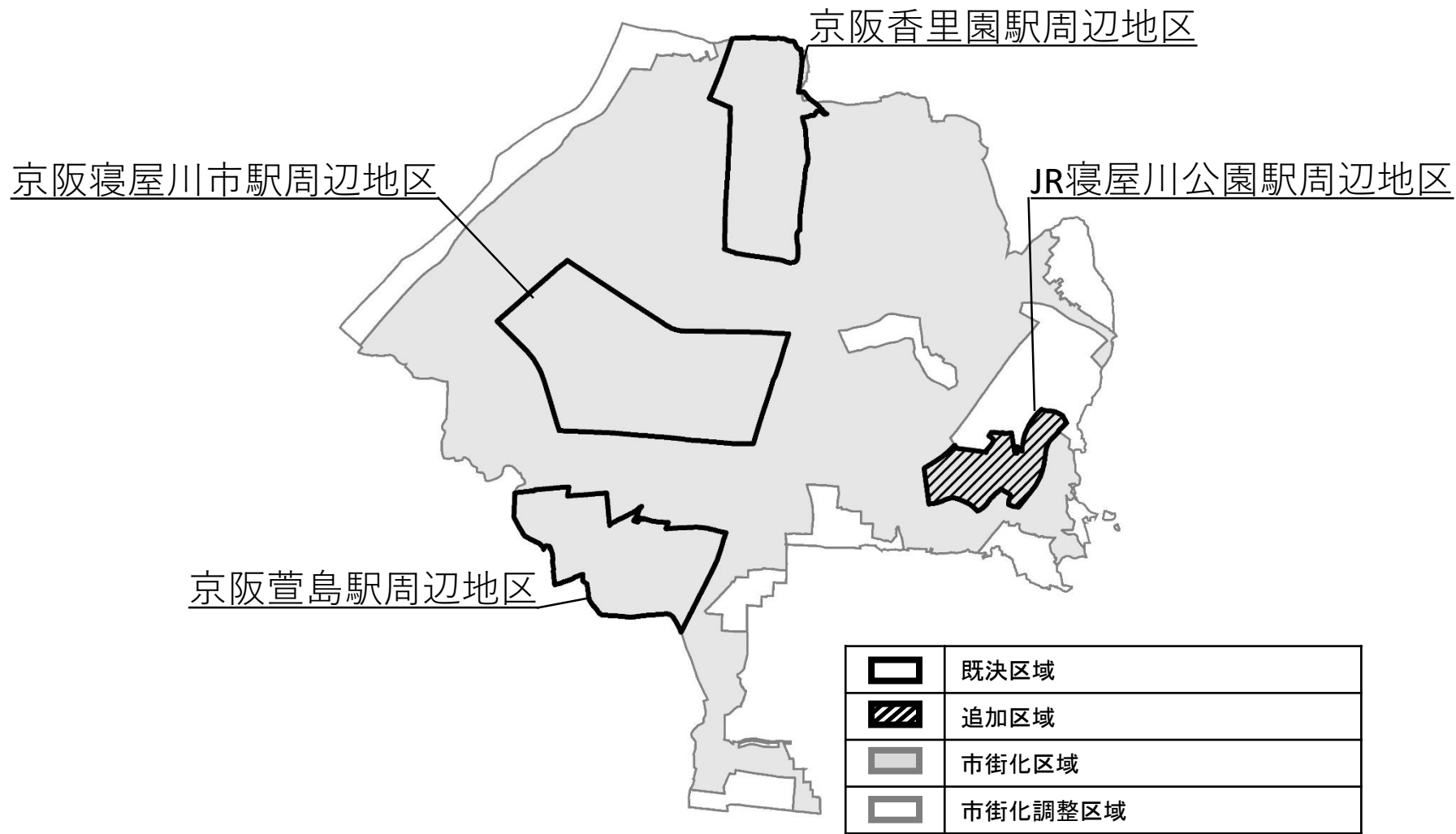
市街化区域

計画的に再開発が必要な市街地 (1号市街地)

再開発を促進すべき地区
(2号地区)

東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更

○1号市街地位置図



東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更

○変更の背景

【JR寝屋川公園駅周辺地区の追加(1号市街地)】

平成30年4月策定の「寝屋川市立地適正化計画」における都市機能誘導区域の指定や、打上高塚町土地区画整理事業や小中一貫校の整備などのJR寝屋川公園駅周辺のまちづくりをはじめ、将来を見据えた計画的なまちづくりを推進するため、当該地区を1号市街地として追加するもの

案件(3) 議案第154号

東部大阪都市計画

防災街区の整備の方針の変更(府決定)

東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更

○防災街区の整備の方針

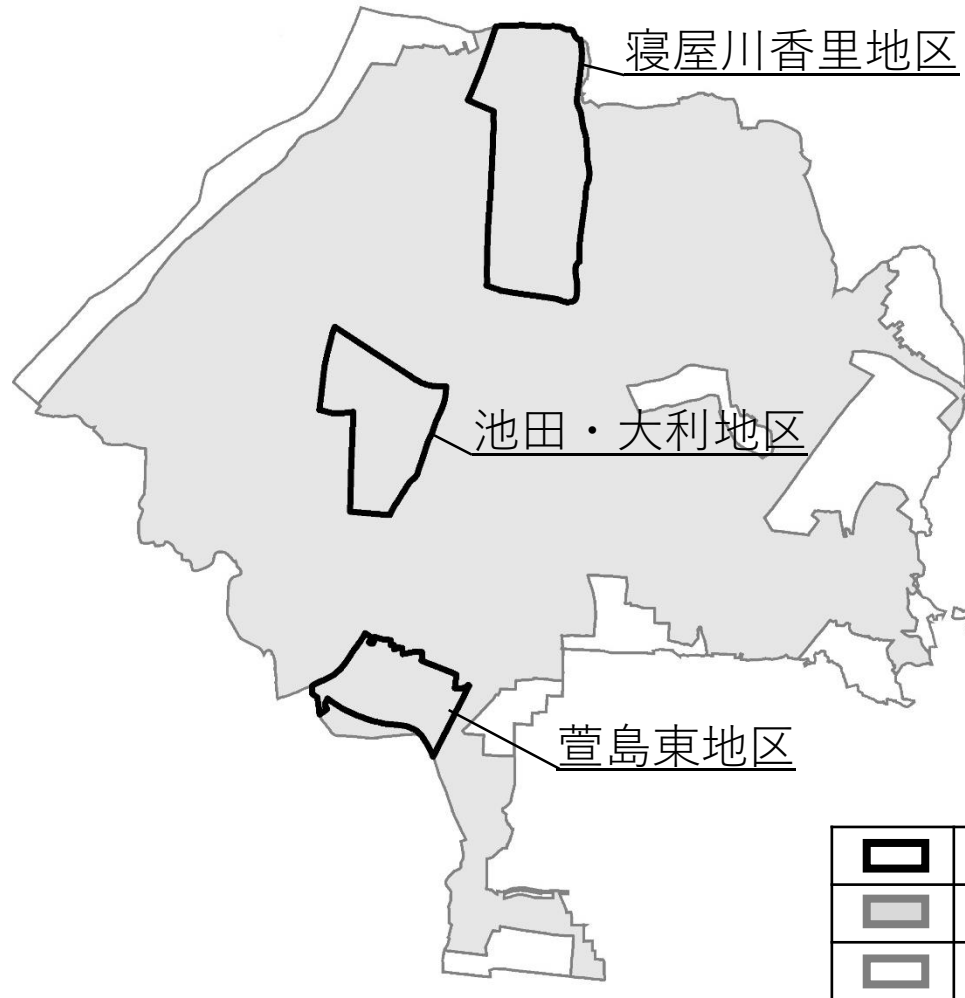
- ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づき、市街化区域において密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、防災街区の整備に係る方針等を示すもの

○見直しについて

- ・密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、防災再開発促進地区に係る計画の概要等について、概ね5年毎に大阪府が実施するもの

東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更

○防災再開発促進地区位置図



東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更

○変更の背景

【萱島東地区、池田・大利地区、寝屋川香里地区】

令和3年3月に「大阪府密集市街地整備方針」が改定され、まちの防災性の向上を図るため、小規模建築物等への防火規制の強化や延焼危険性を効果的に低減する地区内道路等の重点整備について、改めて明記されたこと等を受けて、現方針における「建築物更新の方針」と「都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針」を変更するもの

東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更

○変更内容(新旧対照表の抜粋)

※修正部分を下線で表示

	番号	地区名	建築物更新の方針	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針
変更前	215-1	萱島東地区	老朽木造建築物の建替えを促進し、土地の合理的な利用を図る。	都市計画道路萱島讃良線及び都市計画公園萱島東公園を防災上の重要な道路及び公園として整備に努めるとともに、主要生活道路及び公園等の整備に努め、地区の防災性の向上を図る。
変更後	215-1	萱島東地区	老朽建築物等の建替えの促進により耐火建築物等又は準耐火建築物等への更新を図り、地区の不燃化と都市防災機能の強化を進め、災害に強いまちづくりを推進する。	防災上重要な道路である都市計画道路萱島讃良線の整備に努めるとともに、防災機能の向上に寄与する主要生活道路を防災公共施設に指定し、整備に努め、地区の防災性の向上を図る。
変更前	215-2	池田・大利地区	老朽木造建築物の建替えを促進し、土地の合理的な利用を図る。	都市計画道路対馬江大利線を防災上の重要な路線として活用するとともに、主要生活道路及び公園等の整備に努め、地区の防災性の向上を図る。
変更後	215-2	池田・大利地区	老朽建築物等の建替えの促進により耐火建築物等又は準耐火建築物等への更新を図り、地区の不燃化と都市防災機能の強化を進め、災害に強いまちづくりを推進する。	防災上重要な道路である都市計画道路対馬江大利線の整備に努めるとともに、防災機能の向上に寄与する主要生活道路を防災公共施設に指定し、整備に努め、地区の防災性の向上を図る。
変更前	215-3	寝屋川香里地区	老朽木造建築物の建替えを促進し、土地の合理的な利用を図る。	国道170号、府道京都守口線及び都市計画公園田井西公園を防災上重要な道路及び公園として活用するとともに、主要生活道路及び公園等の整備に努め、地区の防災性の向上を図る。
変更後	215-3	寝屋川香里地区	老朽建築物等の建替えの促進により耐火建築物等又は準耐火建築物等への更新を図り、地区の不燃化と都市防災機能の強化を進め、災害に強いまちづくりを推進する。	国道170号を防災上重要な道路として活用するとともに、防災機能の向上に寄与する主要生活道路を防災公共施設に指定し、整備に努め、地区の防災性の向上を図る。

今後のスケジュール

- 令和3年11月 法18条に基づく意見照会
(大阪府⇒寝屋川市)
- 令和3年12月上旬 法17条に基づく都市計画の
変更の案の縦覧
(大阪府)
- 令和4年2月上旬 都市計画審議会(大阪府)
- 令和4年2月下旬～3月 告示(大阪府)

報告案件(1)

都市計画マスタープランの改定

別紙 1 ～ 4 のとおり

報告案件(2)

都市計画公園及び緑地の見直し

1 今後のスケジュール

令和3年11月8日～11日 市民説明会

説明会日時	説明会会場	住所
11月8日（月） 午後7時～午後8時	南コミュニティセンター 体育館	下木田町16番50号
11月9日（火） 午後7時～午後8時	第四中学校 体育館	打上新町4番1号
11月10日（水） 午後7時～午後8時	市民会館 小ホール	秦町41番1号
11月11日（木） 午後7時～午後8時	西コミュニティセンター 体育館	葛原二丁目7番1号

令和3年12月

都市計画公聴会

大阪府協議

都市計画案の作成

令和4年1月頃

都市計画案の縦覧・意見書の提出

令和4年2月頃

寝屋川市都市計画審議会

1 今後の予定

○寝屋川市都市計画公聴会(予定)

日時: 令和3年12月15日(水) 午後2時から

場所: 東コミュニティセンター 2階 多目的室

※公聴会の内容につきましては、都市計画法第17条に基づく案の縦覧の際に公述内容及び本市の見解を添えて縦覧します。

○公述申出期間(予定)

期間: 令和3年11月16日(火)から令和3年11月30日(火)まで

※公述申出がない場合は中止します。

2 都市計画公園及び緑地の見直しの考え方、評価の進め方等

○見直しについては、大阪府都市計画協会作成の「都市計画公園・緑地(市町村公園)見直しの基本的な考え方」に基づき実施

①みどりの効果と主な代替施設等

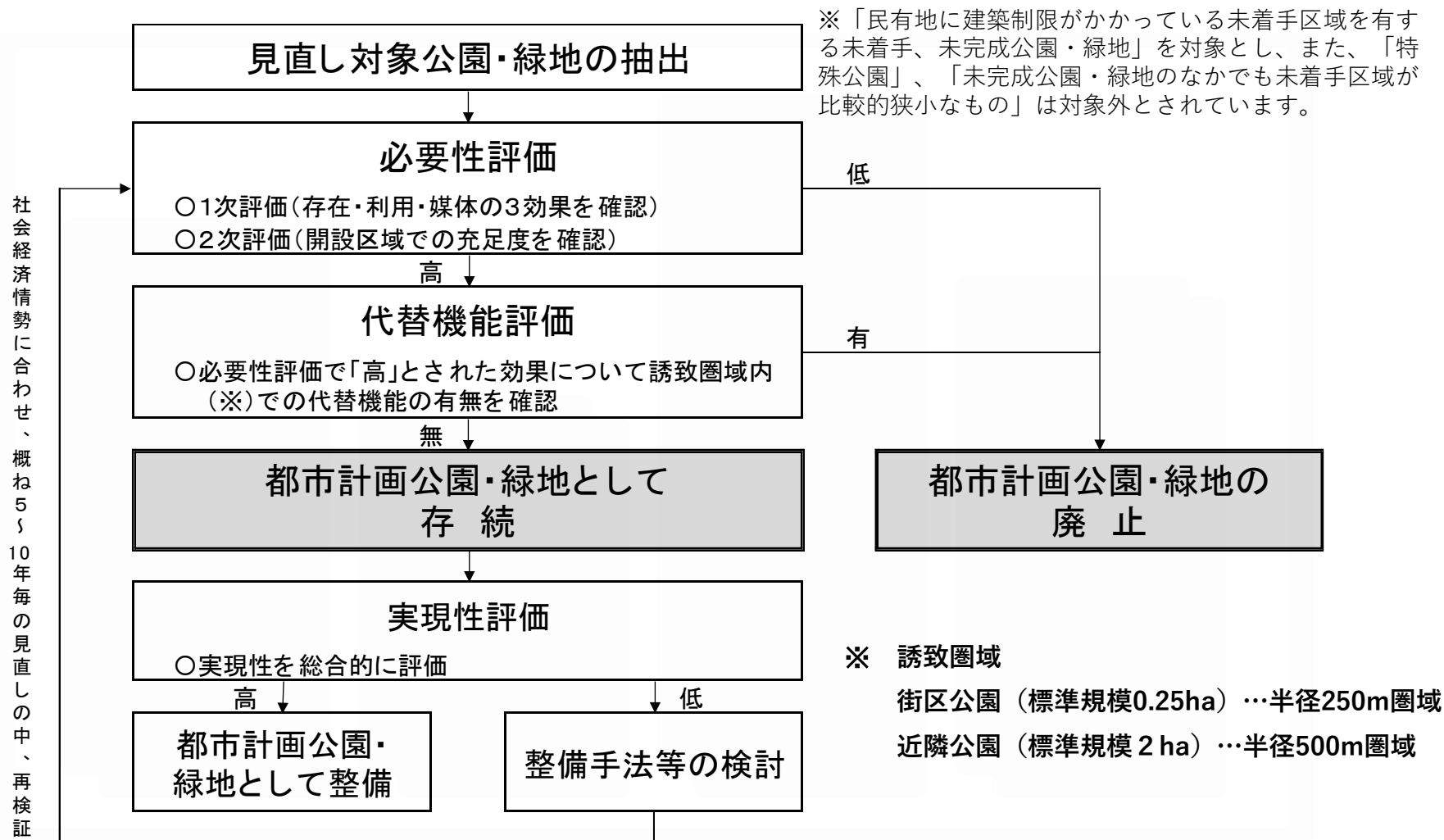
効果項目		都市計画公園に求められる主な機能	主な代替施設等
みどりの効果	存在効果	防災	都市公園・緑地、ちびっこ老人憩いの広場、官公庁施設・学校等の緑化空間、社寺、墓地、生産緑地
		環境	
		景観	
	利用効果	<ul style="list-style-type: none"> ◆遊び場提供及び健康増進(健康遊具、散策、ウォーキング等) ◆近隣住民のスポーツ・レクリエーション ◆遊歩道や休憩施設の憩い・癒し ◆花木や樹林地等の自然的景観の鑑賞 等 	都市公園・緑地、ちびっこ老人憩いの広場
	媒体効果	<ul style="list-style-type: none"> ◆コミュニケーション(子育て世代、高齢者等)の場提供 ◆地域コミュニティの活性化 ◆市民活動の活性化 ◆福祉施設入所者や高齢者等の心身の健康増進及び生きがいづくり ◆自主防災訓練等による地域防災力の向上 ◆自然とのふれあいの場提供 等 	都市公園・緑地、ちびっこ老人憩いの広場、学校

※出典：都市計画公園・緑地(市町村公園)見直しの基本的な考え方(大阪府都市計画協会)

2 都市計画公園及び緑地の見直しの考え方、評価の進め方等

②見直し検討フロー(概要)

※都市計画公園・緑地(市町村公園)見直しの基本的な考え方(大阪府都市計画協会)に基づく



2 都市計画公園及び緑地の見直しの考え方、評価の進め方等

③必要性評価(概要)

	項目		機能		評価内容	
	一次評価	みどりの効果	存在効果	防災	避難地	住民の避難場所(一次避難地、一時避難場所)等として必要か
延焼危険度					周辺に延焼危険度の高い地域があるか	
避難危険度					周辺に避難危険度の高い地域があるか	
避難路等					避難路、避難地として活用可能か	
環境			熱環境	新たな緑陰空間(クールスポット)の創出等に寄与するものか		
			自然的環境	生き物の生息・生育空間等の保全・創出に寄与するものか		
景観			住生活環境	住生活環境の向上に必要なものか		
			歴史・文化	歴史・文化等守るべき景観があるか		
利用効果			遊び場提供等		近隣住民の遊び場提供、健康増進等に寄与するものか	
			スポーツ・レクリエーション		近隣住民のスポーツ・レクリエーションを目的とした地域需要に貢献するものか	
			憩い・癒し		憩いや癒し効果を目的とした地域需要に貢献するものか	
			自然的景観鑑賞		自然景観が少ない周辺地域の需要に貢献するものか	
		動向		住民ニーズ等の変化において施設計画の方向性の転換は必要か		
媒体効果		福祉 教育 交流 コミュニティ 等		高齢者等の心身の健康増進や生きがいに貢献するものか		
				環境教育フィールド整備に貢献するものか		
				地域住民のコミュニケーションの場として地域の需要に寄与するものか		
				市民活動等を活性化するために必要なものか		
				防犯や地域防災力の向上、地域コミュニティの活性化に必要なものか		
二次評価	開設区域で機能が充足しているか					

2 都市計画公園及び緑地の見直しの考え方、評価の進め方等

④代替機能評価(概要)

項目	機能		評価内容	
空間計画	存在効果	防災	延焼危険度	誘致圏域内の代替施設等の面積
		環境	熱・自然環境	誘致圏域内の代替施設等の緑量
		景観	住生活環境等	誘致圏域内の代替施設等の緑量
利用者の視点	存在効果	防災	避難地等	
	利用・媒体効果		施設計画	
			誘致圏域	

代替可能と考えられる施設緑地

種別			代替性の有無		
			存在	利用	媒体
都市公園等	都市公園	都市計画公園・緑地、その他の都市公園	○	○	○
	都市公園以外の公園緑地に準じる機能を持つ施設	上記以外の公園（開発行為により設置された公園・広場を含む）、道路緑地（緑道）、河川緑地 等	○	○	○
公共公益施設		道路緑地（植樹帯・環境施設帯・駅前広場等）、下水処理施設等の附属緑地、官公庁施設、学校等の緑化空間、その他公共公益施設の緑化空間	○	△	△
準公共施設		寺社、墓地、ため池 等	○	△	△
民間施設		公開空地	○	△	△
		その他民間施設の緑化空間			

代替可能と考えられる地域制緑地

※△は公開性があるものに限り代替可能とする。

主たる法令等	制度等	主旨	代替性の有無		
			存在	利用	媒体
生産緑地法	生産緑地	農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的として、市街化区域内の農地等を保全するため都市計画に定める地区。固定資産税、都市計画税が農地課税、相続税納税猶予等。	○	—	—

3 都市計画公園及び緑地の評価概要、評価結果等

必要性評価・代替機能評価による評価概要、評価結果等

No.	名称	種別	誘致 圏域	計画 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	必要性評価					代替機能評価					評価概要	評価 結果
						存在効果			利用 効果	媒体 効果	存在効果			利用 効果	媒体 効果		
						防災	環境	景観			防災	環境	景観				
1	紅ヶ丘公園	街区	半径 250m 圏域	0.25	0.00	—	高	高	高	高	高	無	無	無	無	○誘致圏域内に延焼危険度・避難危険度の高い地域がないこと等から、必要性評価では「防災」以外を「高」と評価。 ○周辺の代替施設等では、存在・利用・媒体効果が充足されない。	存続 候補
2	大利公園	街区	半径 250m 圏域	0.31	0.18	開設区域で充足					開設区域で充足					○開設区域の施設内容(広場、遊具、植栽地等)が施設計画と概ね一致しており、一定面積以上が開設済みのため、開設区域で充足。	廃止 候補
3	松屋町公園	街区	半径 250m 圏域	0.25	0.00	高	高	高	高	高	有	有	有	有	有	○誘致圏域内において、香里西公園、ちび広等で代替機能が確認される。	廃止 候補
5	田井西公園	近隣	半径 500m 圏域	2.10	1.70	開設区域で充足					開設区域で充足					○開設区域の施設内容(広場、遊具、植栽地等)が施設計画と概ね一致しており、一定面積以上が開設済みのため、開設区域で充足。	廃止 候補
6	国松公園	近隣	半径 500m 圏域	3.30	0.83	—	—	高	高	高			有	有	有	○誘致圏域内に延焼危険度・避難危険度の高い地域がないこと等、及び現況の多くが農地、ため池であることから、必要性評価では「防災」「環境」以外を「高」と評価。 ○誘致圏域内において、打上川治水緑地、成田公園、3号三井公園等で代替機能が確認される。	廃止 候補
7	秦公園	近隣	半径 500m 圏域	1.60	0.00	—	—	高	高	高			有	有	有	○誘致圏域内に延焼危険度・避難危険度の高い地域がないこと等、及び現況の多くがため池であることから、必要性評価では「防災」「環境」以外を「高」と評価。 ○誘致圏域内において、打上川治水緑地、熱田公園等で代替機能が確認される。	廃止 候補
8	初本町公園	近隣	半径 500m 圏域	2.90	0.92	—	高	高	高	高			有	有	有	○一時避難地の位置付けがなされており、誘致圏域内に延焼危険度・避難危険度の高い地域がないことから、必要性評価では「防災」以外を「高」と評価。 ○誘致圏域内において、打上川治水緑地、中央小学校、ちび広等で代替機能が確認される。	廃止 候補

3 都市計画公園及び緑地の評価概要、評価結果等

No.	名称	種別	誘致圏域	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	必要性評価					代替機能評価					評価概要	評価結果
						存在効果			利用効果	媒体効果	存在効果			利用効果	媒体効果		
						防災	環境	景観			防災	環境	景観				
9	高柳栄町公園	近隣	半径500m圏域	1.90	0.27	高	高	高	高	高	有	有	有	有	有	○誘致圏域内において、都市公園5か所、第二中学校、西小学校、ちび広等で代替機能が確認される。	廃止候補
10	池田2号公園	近隣	半径500m圏域	1.10	0.19	高	高	高	高	高	有	有	有	有	有	○誘致圏域内において、池田1号公園、池田小学校、桜小学校、ちび広等で代替機能が確認される。	廃止候補
11	木屋元町公園	近隣	半径500m圏域	1.10	0.54	一	高	高	高	高	/	有	有	有	有	○一時避難地の位置付けがなされており、誘致圏域内に延焼危険度・避難危険度の高い地域がないこと等から、必要性評価では「防災」以外を「高」と評価。 ○誘致圏域内において、淀川河川公園、太間公園、木屋小学校、ちび広等で代替機能が確認される。	廃止候補
12	香里西公園	近隣	半径500m圏域	1.10	0.64	一	高	高	高	高	/	有	有	有	有	○一時避難地の位置付けがなされており、必要機能は充足していることから、必要性評価では「防災」以外を「高」と評価。 ○誘致圏域内において、香里北さざんか公園、ちび広等で代替機能が確認される。	廃止候補
13	寝屋公園	近隣	半径500m圏域	1.40	0.12	一	高	高	高	高	/	有	有	有	有	○誘致圏域内に延焼危険度・避難危険度の高い地域がないこと等から、必要性評価では「防災」以外を「高」と評価。 ○誘致圏域内において、都市公園2か所、ちび広等で代替機能が確認される。	廃止候補
15	太秦2号公園	近隣	半径500m圏域	2.20	1.76	開設区域で充足					/	/	/	/	/	○開設区域の施設内容(広場、遊具、植栽地等)が施設計画と概ね一致しており、一定面積以上が開設済みのため、開設区域で充足。	廃止候補
16	堀溝公園	近隣	半径500m圏域	2.40	0.06	高	高	高	高	高	有	有	有	有	有	○誘致圏域内において、南寝屋川公園、昭栄町公園、ちび広等で代替機能が確認される。	廃止候補
17	上神田公園	近隣	半径500m圏域	2.30	0.16	高	高	高	高	高	有	有	有	有	有	○誘致圏域内において、友呂岐緑地、神田中央公園、神田小学校、ちび広等で代替機能が確認される。	廃止候補

3 都市計画公園及び緑地の評価概要、評価結果等

No.	名称	種別	誘致 圏域	計画 面積 (ha)	開設 面積 (ha)	必要性評価					代替機能評価					評価 結果	
						存在効果			利用 効果	媒体 効果	存在効果			利用 効果	媒体 効果		評価概要
						防災	環境	景観			防災	環境	景観				
18	黒原旭町公園	近隣	半径 500m 圏域	2.60	0.57	高	高	高	高	高	有	有	有	有	有	○誘致圏域内において、都市公園2か所、啓明小学校、和光小学校、ちび広等で代替機能が確認される。	
19	仁和寺公園	近隣	半径 500m 圏域	1.60	0.00	高	—	高	高	高	有	/	有	無	無	○現況の多くが農地であることから、必要性評価では「環境」以外を「高」と評価。 ○周辺の代替施設等では、利用・媒体効果が充足されない。	存続 候補
20	点野公園	近隣	半径 500m 圏域	1.20	0.00	高	高	高	高	高	有	有	有	有	有	○誘致圏域内において、淀川河川公園、ちび広等で代替機能が確認される。	廃止 候補
21	小路明和公園	近隣	半径 500m 圏域	3.20	2.13	開設区域で充足					/	/	/	/	/	○開設区域の施設内容(広場、遊具、植栽地等)が施設計画と概ね一致しており、一定面積以上が開設済みのため、開設区域で充足。	廃止 候補
22	萱島東公園	近隣	半径 500m 圏域	1.30	0.32	高	高	高	高	高	有	有	有	有	有	○誘致圏域内において、南寝屋川公園、さつき公園等で代替機能が確認される。	廃止 候補
23	打上公園	近隣	半径 500m 圏域	2.70	0.00	高	高	高	高	高	有	有	有	有	有	○誘致圏域内において、梅が丘うぐいす公園、ちび広、梅が丘小学校等で代替機能が確認される。	廃止 候補
24	河北公園	近隣	半径 500m 圏域	1.40	0.00	高	高	高	高	高	有	有	有	有	有	○誘致圏域内において、深北緑地等で代替機能が確認される。	廃止 候補
26	友呂岐緑地 (中神田町地内)	緑地	半径 500m 圏域を 準用	1.42	0.90	開設区域で充足					/	/	/	/	/	○開設区域の施設内容(広場、遊具、植栽地等)が施設計画と概ね一致しており、一定面積以上が開設済みのため、開設区域で充足。	変更 候補

※ No.4 (成田公園)、No.14 (太秦1号公園)、No.25 (寝屋川公園墓地)は、評価対象外のため欠番。

※ 開設面積(ha)は、都市公園法に基づき告示された面積を記載。

※ 友呂岐緑地は、中神田町地内を一つの単位として、評価を実施。